資料１－１

愛知県特別支援教育連携協議会開催要綱

（目　的）

第１　教育、福祉、医療、労働等が一体となって障害のある子ども及びその保護者等の多様なニーズに応え、乳幼児期から学校卒業後まで生涯にわたって一貫して支援するための総合的なシステムを県内各地域に構築することを目的として、愛知県特別支援教育連携協議会（以下「連携協議会」という。）を開催する。

（構　成）

第２　連携協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1)　学識経験者
(2)　福祉局関係者
(3)　愛知労働局関係者・労働局関係者
(4)　医療福祉関係者・保健医療局関係者
(5)　学校関係者
(6)　保護者
(7)　教育関係者

（会長及び副会長）

第３　連携協議会には会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

３　会長は会務を総理する。

４　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（連携協議会の招集）

第４　連携協議会は、県教育委員会事務局長が招集する。

（幹　事）

第５　連携協議会には幹事を置く。幹事は連携協議会の事務について委員を助ける。

（意見聴取）

第６　連携協議会は、必要があると認めたとき、その構成員以外から出席を求めて意見を聴くことができる。

（連携協議会の公開）

第７　連携協議会は、会長の判断により、連携協議会の一部又は全部を公開しないことができる。

（会議録）

第８　連携協議会は、会議録を作成し、その保存期間は５年とする。

（雑　則）

第９　この要綱に定めるもののほか、連携協議会に関し必要な事項は、県教育委員会事務局長が定める。

附則

この要綱は、平成１７年８月１９日から施行する。

附則

この要綱は、平成２４年７月１３日から施行する。

附則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。